

## 基山町大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定により本町が告示した鳥栖基山都市計画特別用途地区において定められた大規模集客施設制限地区（以下「大規模集客施設制限地区」という。）内における建築物の建築の制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）の定めるところによる。

（大規模集客施設制限地区内の建築制限）

第3条 大規模集客施設制限地区内においては、別表に掲げる建築物は、建築してはならない。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（罰則）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- （1） 第3条の規定に違反して建築物を新築し、増築し、又は改築した場合における当該建築物の建築主
- （2） 法第87条第2項において準用する第3条の規定に違反して建築物の用途を変更した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第6条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
--

